

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	児童福祉サービス事業における障害児通所給付費支払事務の委託及び外部結合について
----	---

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

- ◇第14条第1項（業務委託）
- ◇第17条第1項第4号（外部電子計算機との結合）

（担当部課：福祉部障害者福祉課経理係）

事業の概要

事業名	児童福祉法による障害児支援給付
担当課	障害者福祉課
目的	児童福祉法に基づく、障害児通所支援の支給決定及び支払事務
対象者	新宿区が支給決定を行った障害児通所支援利用者
事業内容	<p>平成24年4月の障害者自立支援法、児童福祉法改正に伴い、今まで都道府県の管轄であった障害児通所支援が区市町村の主管事業となる。これに伴い、障害児通所支援サービスの支給決定、支払事務を区市町村が実施するが、次の2点の理由により支払事務を東京都国民健康保険団体連合会に委託する。</p> <ol style="list-style-type: none">1) 現在、東京都が当該事務について東京都国民健康保険団体連合会に委託しており、円滑な事務委託体制が構築されている。2) 障害者福祉課では、障害者自立支援法第29条第8項に基づき、介護・訓練等給付の支払事務に関して、平成19年度第1回情報公開・個人情報審議会において外部結合について承認を得た上で、東京都国民健康保険団体連合会に委託している。障害児通所支援の支払事務についても、平成24年4月1日施行の児童福祉法第21条の5の7第14項に基づき、同様に委託可能である。 <p>支払事務を委託するにあたり、東京都国民健康保険団体連合会との間で支給対象者の情報を電子データで伝送する必要があり、外部結合が必要となる。</p> <p>対象件数については、平成24年度については年間約2,300件を見込んでい</p> <p>る。</p>

◇重要な個人情報の提供を伴う委託、その他の委託(第 14 条第1項)…
報告事項

件名 児童福祉サービス事業における障害児通所給付費支払事務の委託について

保有課(担当課)	障害者福祉課
登録業務の名称	児童福祉サービス
委託先	東京都国民健康保険団体連合会
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	児童福祉サービス利用者(支給決定者)の次の項目 氏名、生年月日、障害情報(障害内容)、所得区分、支給決定情報(利用者負担上限額、支給サービス内容、支給量、支給期間等)、契約情報(契約事業者、契約サービス内容、契約量等)、実績情報(利用事業者、利用サービス内容、利用日時、利用量、総費用額、本人負担額等)、請求エラー・警告情報(受給者番号、氏名、事業者、サービス年月等)、支払情報(支払金額、支払件数等)、過誤情報(受給者番号、氏名、事業者、サービス種類、サービス年月等)
処理させる情報項目の記録媒体	電磁的媒体(障害者総合福祉システムサーバー)
委託理由	平成24年4月より障害児通所給付費等支払事務が都道府県から区市町村に移管されるが、現在東京都では当該事務を国民健康保険団体連合会に委託(根拠:児童福祉法第二十四条の三第11項)している。また、現在障害者福祉課では介護・訓練等給付支払事務を国民健康保険団体連合会に委託している。これらの状況から、同様に委託することが運用上妥当と考える。
委託の内容	障害児通所給付費等の請求受付・審査・支払に関する事務
委託の開始時期及び期限	平成24年4月1日 から 以降継続
委託にあたり区が行う情報保護対策	1. 契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。 2. 「新宿区個人情報保護条例」「新宿区情報セキュリティポリシー」の順守
受託事業者に行わせる情報保護対策	「東京都国民健康保険団体連合会個人情報の保護に関する規則」、「東京都国民健康保険団体連合会電子計算処理データ保護規程」、「情報セキュリティポリシー」、「情報プライバシーポリシー」の順守

◇1. 外部との結合(第17条第1項第4号関係)……諮問事項

件名 児童福祉サービス事業における障害児通所給付費支払事務の委託に係る外部結合に

ついて

保有課(担当課)	障害者福祉課
登録業務の名称	児童福祉サービス
結合される情報項目(だれの、どのような項目か)	児童福祉サービス利用者(支給決定者)の次の項目 氏名、生年月日、障害情報(障害内容)、所得区分、支給決定情報(利用者負担上限額、支給サービス内容、支給量、支給期間等)、契約情報(契約事業者、契約サービス内容、契約量等)、実績情報(利用事業者、利用サービス内容、利用日時、利用量、総費用額、本人負担額等)、請求エラー・警告情報(受給者番号、氏名、事業者、サービス年月等)、支払情報(支払金額、支払件数等)、過誤情報(受給者番号、氏名、事業者、サービス種類、サービス年月等)
結合の相手方	東京都国民健康保険団体連合会
結合する理由	平成24年4月より区市町村事業となる障害児通所給付費等支払事務を国民健康保険団体連合会に委託するにあたり、現在委託中の介護・訓練等給付費と同様に、関連情報の電子送受信を行うため。
結合の形態	データ伝送専用PCをISDN回線により、国民健康保険団体連合会の支払システムに結合(現行の介護・訓練等給付費と同様の形態)
結合の開始時期と期間	平成24年4月1日 以降継続
情報保護対策	○接続先電話番号の制限されたISDN回線を利用する ○伝送データは専用ソフトにより暗号化される ○伝送データPCはID、パスワードによるアクセス制限を設ける

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 3 乙は、業務に関して知り得た情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(適正な管理)

- 4 乙は、業務に関する情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 5 乙は、業務を行うため甲から貸与された情報を複写し、又は複製してはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(再委託の禁止)

- 6 乙は、業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、個人情報を除いた情報に係る業務については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(資料等の返還等)

- 7 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡すものとし、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る情報を消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

(業務に関する報告)

- 8 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する報告を行うものとする。

(監査)

- 9 乙は、業務に関し、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従業員に対する教育)

- 10 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施しなければならない。

(事故発生時等における報告)

- 11 乙は、業務上の事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表)

- 12 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

- 13 乙は、第1項から第11項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。